


所管部課	総務部防災安全課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>近年の台風等の甚大な災害を受け、市の災害対策本部の運営強化等を図るため、東大和市災害対策本部条例施行規則について所要の改正を行う。</p> <p>(1) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第2条第3号中、「避難の勧告又は指示」を「避難指示等の発令」に改める。</li> <li>② 第5条第1項中、本部員に「東京消防庁北多摩西部消防署長又はその指名する消防吏員」を追加する。</li> <li>③ 第8条において、通常の行政組織における職務権限の例により本部の事務を処理する本部の職員から「消防署長及び消防署長の指名する消防吏員」を除外する。</li> <li>④ 別表の「災対総務部」「本部班」「分掌事務」のうち、「避難の勧告又は指示」を「避難指示等の発令」に改める。</li> </ul> <p>(2) 施行日 公布日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 市の災害対策本部の運営強化等を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。